

小樽市立桜小学校 『いじめ防止基本方針』

令和6年11月6日

1. いじめ防止対策に関する基本的な考え方

(1)基本的な考え方

- いじめの芽はどの児童にも生じうるという緊張感をもち、学校の内外を問わずいじめの見逃し0にします。
- いじめの問題に関する児童の理解を深めます。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護する為、教職員、児童、保護者、地域、関係機関等でいじめの問題を克服します。
- いじめを積極的に認知し、全校体制で指導、見守りを強化します。
- いじめを受けた児童にも原因がある、責任があるという考え方はしません。
- 交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせます。

(2)いじめの定義

- ・いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より)

(3)いじめの解消

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（児童や保護者に対する面談等により客観的に判断する）。
- ・いじめに係る行為が止んでいること。期間は少なくとも3ヶ月とするが、被害の状況によって長期の期間を設定する。

2. いじめ防止に向けた方針

(1)いじめ防止の基本的な方針

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気づくりに努めます。
- 児童、教職員の命を守る意識と人権意識を高めます。
- 変化の激しい社会において、自立し、たくましく生きていく事ができる力を育みます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深め、「社会に開かれたチーム学校」として、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- 「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守る立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たります。
- けんかやふざけ合いであっても、背景を丁寧に調査し、積極的にいじめを認知します。
- 「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童」「東日本大震災により被災した児童」など、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行います。

上記の考えのもと、全ての教職員が

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる」、
「いじめ見逃しゼロ」、
「いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」



という共通認識に立ち、積極的ないじめの認知を通して、全校児童にとって安全・安心な学校生活が送れるように努めます

3. いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止 ～児童の主体的な課題意識と行動の醸成～

- 安全・安心な学校生活の醸成
 - ・児童の個性の発見とよさの可能性の伸長を図るために、日常的に児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話及び授業へ行事等を通した働きかけを充実させる。
- 人権教育の充実
 - ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
 - ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 生命（いのち）の安全教育の充実
 - ・児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育全体を通して性犯罪・性暴力に防止に取り組み、安全教育の充実を図る。
- 道徳教育の充実
 - ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
 - ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った考え・議論する道徳の授業を実施し、自分事として捉えられるようにする。
- コミュニケーション活動を重視した教育活動の充実
 - ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- 保護者や地域の方への働きかけ
 - ・学校、学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発活動を行う。
 - ・授業参観日全体懇談や学級懇談、PTAの各種会議などを利用し、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - ・インターネット利用のルールや情報モラルについて啓発活動を行い、ネットいじめの予防を図る。
- 性的マイノリティ・多様な背景を持つ児童等への指導
 - ・組織的な指導のもと、プライバシーへの配慮、特性を踏まえた指導等の充実を図る。また、保護者との連携のもと、周囲の児童に対して必要な組織的指導を行う。



上記の具体的な働きかけ（未然防止が最も重要であるという視点のもと）

①教職員

- ・わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業作りの工夫を進めるとともに、道徳・特別活動をととして規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を学校生活全般において行う。
- ・チャイムスタートの習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など桜小学校「がんばり8」や「みんなで11」等の学習・生活規律の徹底を図る。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

②児童

- ・「みんなちがって、みんないい」（多様性）の考えのもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育む。
- ・子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し自己有用感を育む。
- ・「いじめられる側にも問題がある」の考え方は誤りであり、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ばせる。

③保護者・地域

- ・あいさつや地域活動を通して、子どもとの関わりを大切にする。
- ・児童が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童に対して地域の行事などへの積極的な参加を促す。

(2)早期発見、早期解決 ～些細な兆候への敏感な気づき・複数体制・積極的認知～

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、給食時間の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心掛ける。
- ・いじめの相談の窓口（・いじめ対策組織・校外）があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○保護者との連携

- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○児童理解（いじめ実態調査）アンケートの実施

- ・アンケートを6月11月の2回のほかに、「ほっと」を実施し、いじめ見逃し0を図る。その他に、適宜実態に応じてアンケートなどを実施する。

○個人面談・教育相談の実施

- ・アンケート実施後、いじめ有りの児童全員と教育相談を実施する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・カウンセラーを積極的に活用するなど、相談体制を充実させる、

○正確な記録

- ・時系列による正確な記録をとり、教職員、保護者、委員会等との情報共有を密に行う。



(3)早期の適切な対応 ～迅速かつ組織的に対応・適切なアセスメント～

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ・いじめ防止委員会を開催し、関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・校長のリーダーシップのもとにした組織的な対応を行う。
- ・教職員が一人で抱えこまないための、心理的安全性が確保された教職員集団の醸成を図る。
- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、ＳＣ・ソーシャルワーカー等の関係機関との連絡調整を行う。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。（・情報の管理・秘密の厳守）
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・見ていた児童に対しては、そのいじめを自分事として捉えることの重要性和、すぐに学校や親に伝えるよることを指導する。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセリング機能を十分活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(4)ネット上のいじめへの対応 ～的確な状況把握・関係機関との連携強化～

○啓発・研修

- ・インターネット使用のルールや情報モラルについて教職員・児童の研修を深める。
- ・ネットいじめの予防を図るため、「おたるスマート7」等も活用しながら、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

○早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

○関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。



4. 重大事態への対処

- (1) 「重大事態」は、いじめ防止対策推進法第28条第1項において、以下のように定義されている。学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態（以下、「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至っているとの申し立てがあった場合は、いかなる理由があっても重大事態として捉え直し、更に詳細な調査を行う。

(2) 重大事態の報告

- ①重大事態の疑いが発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ①重大事態の疑いが生じた場合は、その事案に応じ、SC, SSW, 精神科医、弁護士など専門的知識を有する者のほか、教育委員会の指導を受け、第三者からなる組織を設け調査する。
- ②重大事態の疑いが生じたことを真摯に受け止め、児童及び保護者に対してアンケート調査などを適宜行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- ③いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律などを踏まえる。
- ④調査主体が教育委員会となった場合、教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に迅速に協力する。



5. いじめの防止のための組織

- (1) 組織の名称 『いじめ防止委員会』
- (2) 組織の構成 学校長 教頭 主幹教諭 生徒指導係 養護教諭 関係担任
その他（事案に応じ校長が指名）

※必要に応じて 教育委員会、SC・SSW等の外部専門家等の協力を要請する。

(3) 組織の役割

- ・ いじめに関する情報の収集及び共有
- ・ いじめ事実の確認。対策案の構築。
- ・ 該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・ 学級への指導体制の強化、支援
- ・ 相談体制やカウンセリング体制の充実
- ・ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
- ・ 実践的な校内研修の実施
- ・ 外部組織への協力要請、又は、警察への通報
- ・ 重大事態発生時の対応等は、小樽市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。

